

軌道運送高度化実施計画の変更の認定についての意見に関する件
令和元年（2019年）6月13日提出

札幌市長 秋元克広

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行令（平成19年政令第297号）第2条第1項の規定により、北海道運輸局長から下記のとおり軌道運送高度化実施計画の変更を認定することについての道路管理者の意見を求められたので、これに異議がない旨の意見を提出するものとする。

記

1 軌道運送高度化実施計画の変更の概要

	変更前	変更後
軌道整備事業者	札幌市中央区北1条西2丁目	札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市 代表者 市長 秋元 克広
軌道運送事業者	札幌市 代表者 市長 秋元 克広	札幌市中央区大通西5丁目 一般財団法人札幌市交通事業 振興公社 代表者 理事長 藤井 透

注 変更後の軌道運送事業者による軌道施設の使用開始予定日は、令和2年4月1日

2 意見を求められている路線及び区間

- (1) 一条線 札幌市中央区南1条西4丁目から西14丁目まで
- (2) 山鼻西線 札幌市中央区南1条西14丁目から南21条西13丁目まで
- (3) 山鼻線 札幌市中央区南4条西4丁目から南21条西12丁目まで

(理 由)

軌道事業の上下分離を導入するに当たり、国土交通大臣が軌道運送高度化実施計画の変更を認定することについて、北海道運輸局長から道路管理者の意見を求められたので、これに異議がない旨の意見を提出するため、本案を提出する。



(参考)
軌道運送高度化実施計画の路線位置図
縮尺 1/15,000

